

■WEB サイト業務委託契約書

ご契約者様（以下、「甲」という）と、株式会社 BEATO（以下、「乙」という）とは、甲が乙に対して、WEB サイト業務委託について、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（委託内容）

- 1 甲は乙に対して、乙がインターネット上に開設する甲の WEB サイト用のデータ（以下、「本データ」という。）の業務を委託し（以下、「本業務」という。）、乙はこれを受託する。ここに編集業務とは、甲の原稿等をもとに、乙においてコンピュータに入力・編集し、甲の WEB サイト用のデータを制作する業務をいう。
- 2 本データの内容及び仕様については、甲乙間で適宜協議のうえ、甲がこれを決定する。
- 3 前項に基づいて決定した本データの内容及び仕様について、公的機関を含めた第三者との間で紛争が生じた場合には、原則として乙が責任を負うものとする。
但し、甲の提供したデータが他人の著作権を侵害する等、紛争の原因が甲に存する場合にはこの限りでない。

第2条（再委託）

乙は本編集業務の全部、または一部を第三者に委託してはならない。

第3条（本データの確認方法）

本データの確認方法は下記の方法によります。

- (1) 乙が所有もしくは契約するサーバーに乙が本データを仮アップロードし乙指定の URL に甲がアクセスし確認する。
- (2) 乙が甲に本データをメール添付などで送信し、甲がこれを確認する。

第4条（引渡）

- 1 乙は、甲に対して本データを引き渡す。
引き渡しは甲の指示に従い、本データを WEB サイト上に掲載することにより行うものとする。
WEB サイト掲載にかかる費用は乙の負担とする。
- 2 前項に基づき本データを WEB サイト上に掲載した場合、甲は直ちにこれを検収し、瑕疵ある場合は乙に対して引き渡し後7日以内にその旨通知して補修を求めなければならない。ただし、ここで言う補修は見積書または当社のプランに記載されている範囲内の作業とします。写真の差し替えや金額の変更など運営上かなりの頻度で変更や修正の可能性がある箇所に関しては対象外となります。7日以上経過している場合の補修は乙が別途定める料金に従い追加作業として費用が発生することとします。
- 3 本データに瑕疵がない場合には前第1項の WEB サイト掲載をもって、また、瑕疵がある場合には前号による補修済データの WEB サイト掲載をもって、引渡の完了とする。

第5条（保証金）

- 1 保証金の金額は甲が月々支払う管理費用の2ヶ月分とします。
- 2 甲は本データ引き渡し後、初回費用を支払う際、保証金として2ヶ月分の管理費用を見積書に記載してある初回費用と合わせて乙に支払うものとします。
- 3 保証金の返金は契約から1年が経過した時、甲が指定する口座へ返金することとします。また1年間経過後、月々の管理費用として相殺することも出来ることとします。
- 4 管理費用の支払いが停止した場合、保証金で管理費用を相殺するものとし、支払の停止が3ヶ月継続した場合、乙は本契約の解除、本データの停止、サービスの停止を出来るものとし、甲は第12条、1項の解約金を乙に支払うものとします。
- 5 オリジナル WEB サイトプランに限り、保証金を支払わないで良いものとします。

第6条（報酬）

甲は、見積書に記載されている料金を見積書に記載された支払い条件で、乙に支払うこととします。

第7条（銀行振り込み手数料、領収書）

銀行振り込み手数料は甲が負担し、振込みの控えを持って領収書の代わりとします。

第8条（納期）

本データの納期は甲と乙協議の上決定することとします。

第9条（返金、返品）

一旦納品した本データはデータコピーが可能であるため返金、返品はできないこととします。また一度入金した料金はいかなる理由においても乙は甲に対し返金義務がないこととします。

第10条（契約期間）

本契約の契約期間は、本契約締結の日から1年間契約とします。

第11条（契約の更新）

- (1) 甲は契約満了以前に次の期間の更新・管理費を乙に支払うことにより、契約を更新するものとし、以後も同様とします。
- (2) 更新時の更新・管理費の金額と内容は契約満了の日の一ヶ月程度前に甲から乙へメール又は電話、FAX、書面等の何れかの方法で告知することとします。

第12条（中途解約）

- (1) 契約期間が1年間経過していない場合に限り甲は乙に金5万円の解約金を支払うこととします。
- (2) 契約期間が1年間経過している場合、契約期間中いつでも中途解約出来るものとします。
- (3) 甲が支払った料金（未経過部分のサービスの料金を含む）に対して、乙は甲に対する返済義務がないこととします。また一旦解約した場合、甲は未経過部分のサービスを受けられないこととします。
- (4) オリジナルWEBサイトプランの中途解約は甲乙協議の上定めるものとします。

第13条（ドメイン）

- (1) 甲は独自でドメイン名を決定することができることとします。
- (2) 甲は本契約の解除後または満了後は乙より提供されているサーバスペースの使用権を失うこととします。

第14条（ドメインの停止、公開データの削除）

乙は、以下の場合には既に公開されているページであっても、提供ドメインの停止、該当ページ又は該当データを削除することがあります。

- (1) 警察その他公の機関より警告を受けたとき。
- (2) 第三者より著作権侵害の申立又は名誉、信用の失墜行為に該当するとの申立を受けたとき。
- (3) 社会的反響により乙が損害を受ける可能性のあるとき。

第15条（本データの権利）

- 1 本データ素材の所有権、著作権、著作者人格権は原始的創作者に帰属する。
- 2 甲は、乙の承諾なくして本データをそのまま第三者に使用させることはできない。
- 3 甲と乙は、電磁データ等のうち文字種の選択、文字の配列及び図式の図案化等、第1条に基づき乙が実施した部分について、甲の著作物とはならないことを相互に確認し、甲はこれに同意する。

第16条（秘密保持義務）

- 1 乙は、本編集業務の遂行に際して知り得た甲の原稿内容、その他の情報を、第三者に漏洩し、または本編集業務以外の目的に利用してはならない。
- 2 乙は、その使用人及び取引業者等が前項の情報を自ら不正に使用したり、または第三者に漏らすことがないように適切な処置を講じなければならない。

第17条（契約の解除）

- 1 契約を解除しようとする時は、甲または乙は最初の6か月を経過した日から1年以上期間を定めて相手方に口頭もしくは書面による通知をもって本契約を解除する。

- 2 甲または乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約の条項のいずれかを履行しない場合は、相手方に対して相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときは書面による通知をもって本契約を解除することができる。
- 3 甲または乙は、相手方において次の各号に掲げる事由が生じたときは何らの催告なくして直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (2) 支払の停止または仮差押、差押、競売、破産、民事再生開始、会社更生
手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立があったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき

第18条（免責と賠償の上限）

- (1) 乙が提供するドメインもしくはサーバースペースにおいて、甲のWEBサイトがインターネットに接続できない場合、その原因が乙の故意及び重過失によらない乙契約サーバーのシステム故障等その他の事由に起因する場合には乙は甲に対し一切の責任を負わないものとします。
- (2) 乙は、管理上甲のWEBサイトの接続を中断する必要がある場合は、甲に事前の通知をすることなく接続を一時的に中断することができるものとします。
- (3) SEO対策はGoogleやYahooなどの検索エンジンの検索結果において甲指定のキーワードで甲WEBサイト（以下、甲サイトとする）を上位表示されることを保証するサービスではなく、乙が甲サイトに対し甲指定キーワードやその他のキーワードにて検索エンジンの検索結果に上位表示させることができる可能性がある何らかの内的または外的施策をするサービスであり、乙が甲サイトに対し内的または外的施策をした結果、甲サイトの検索結果の順位の低下など甲サイトにいかなる影響を与えようと乙は甲に対し一切の責任を負わないものとします。

第19条（本契約の変更）

本契約の変更は、甲乙双方が調印した書面によってのみ行うことができる。

第20条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。また本契約上の紛争については乙の事業所所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■以上の内容でご不明な点がございましたらお気軽にお問合せ下さい。